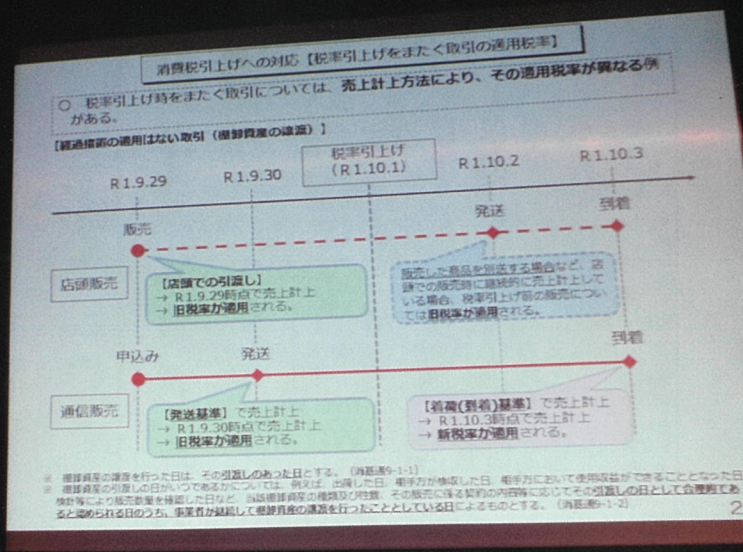
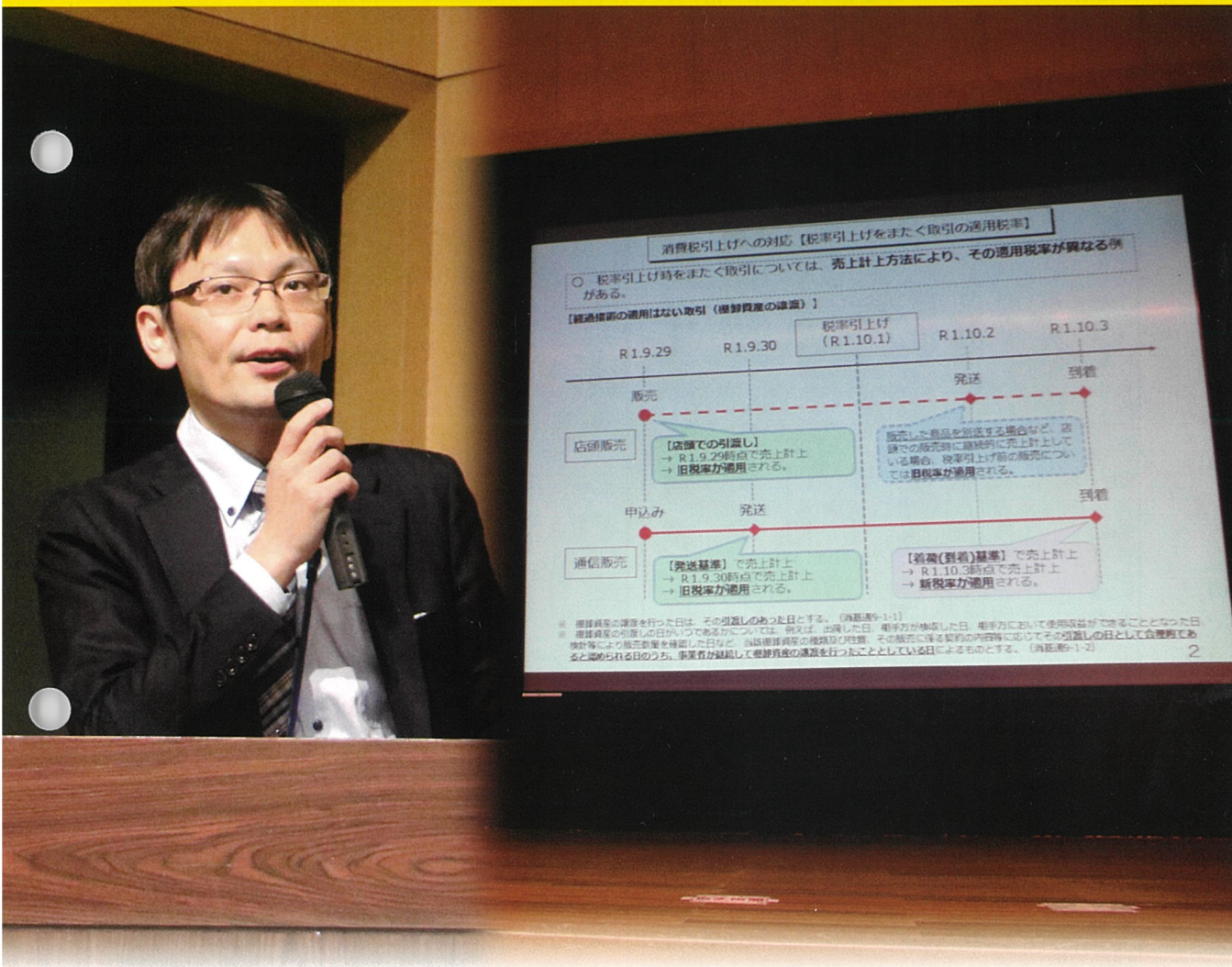


Tax & Management

視点

利用促進に向けた企業版ふるさと納税の改善



各地で消費税説明会が開かれる

今年10月の消費税率引き上げ及び軽減税率制度導入を控え、各地で官民による消費税説明会が開かれている。関東信越国税局の浦和・大宮・春日部税務署では5月9日から10

日にかけて、3署合同で軽減税率制度説明会を開催。同局消費税課の担当官が制度の概要などを説明し、2日間で約500名もの参加があった。

月一連載 “新”事業承継税制 適用のポイント
税理士 深代勝美

好評企画 国税局人事予想（関東信越局編）

税経相談室 税理士 杉尾充茂・佐藤正太



税経

zeikai-news.co.jp

No. 2028
令和元年5月21日号

“新”事業承継税制 適用のポイント

—第2回—

税理士法人深代会計事務所 理事長 深代勝美

6 贈与税の納税猶予制度の主な要件

(1) 贈与者の要件 (措令40の8の5①)

◆先代経営者（特例代表者、最初の贈与者）の要件

- ① 特例承継計画に記載された「特例代表者」であること
- ② 会社代表者であったこと
- ③ 贈与の直前（※）において先代経営者と同族関係者（親族等）で発行済議決権

株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内（後継者を除く）で筆頭株主であったこと

（※）贈与の直前において代表者権を有していないときは、代表権を有していた期間内のいずれかの時

- ④ 贈与時まで、代表者を退任すること（有給役員として残ることは可能）
- ⑤ 株式の一定数以上を一括して1回限り贈与する

〈贈与税の納税猶予制度の概要（措法70の7の5）〉

